

## 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する取扱要領

2015年5月28日 制定  
2017年3月16日 改正  
2019年2月1日 改正  
2020年1月16日 改正  
2021年6月26日 改正  
2022年1月29日 改正  
2022年9月12日 改正

同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）は、人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「生命科学・医学系研究」という。）について、下記のとおり規定する。

### 記

1. 委員会委員名簿及び委員会の開催状況等を、倫理審査委員会報告システムに年1回報告する。
2. 生命科学・医学系研究に関する倫理についての講習等（委員含む）を行う。
3. 審査では、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程（以下「規程」という。）第7条に規定する研究責任者等（以下「研究責任者等」という。）に対し実施計画の説明を求める。また、本学所属の研究責任者等に委員会の指定する教育訓練の受講報告を求める。
4. 研究責任者等に対して、研究が終了するまでの間、当該研究について毎年1回、生命科学・医学系研究の実施報告を所定の様式を用いて学長に報告することを求める。
5. 承認の有効期間は最長5年とする。5年を超えて研究を継続する場合は、新規に申請を行うこととする。ただし、規程第11条第1項に基づく一括審査のうち、他機関倫理審査委員会における一括審査による承認の有効期間はその定めるところによる。
6. 生命科学・医学系研究の実施においては、関連する法令、所轄庁の指針等のほか、別に定める手順書を遵守し、研究を進めるものとする。

以上

この取扱要領の改廃は、委員会において決定する。

### 附 則

この取扱要領は、2022年9月12日から施行する。